

平成30年度 高齢者体力づくり教室実施委託仕様書

島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が実施する高齢者体力づくり教室の実施委託は、この仕様書による。

1. 目的

高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者等に対し様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供する高齢者体力づくり教室（以下「教室」という。）を行い、健康保持増進はもとより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的とする。

2. 利用対象者

この教室の利用対象者は、島原市、雲仙市及び南島原市に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という）とする。

3. 実施回数及び参加者数

事業の実施回数及び参加者数は、次のとおりとする。

実施回数	1クール10教室
参加者数	5 - 20人程度

各教室は5名以上の参加をもって開催するものとする。

4. 実施方法

(1) 実施者について

教室の実施は、保健師、看護師、介護福祉士、介護職員、運動指導員、レク指導員、介護予防事業に3年以上の実務経験がある者が実施担当者とし、指導にあたるものとする。また、実施する教室の内容に精通した者を講師として依頼することができる。

補助者として、地域のボランティア等を活用することができる。

(2) 実施内容について

プール等で行う水中運動又はトレーニングマシンや運動施設等を使用し主に筋力の向上を図る内容とし、体力づくりの時間が1時間以上ある教室とする。

教室開始前には、毎回、健康チェックを実施するものとする。

教室内容については、実施者で企画・立案すること。

(3)参加者の募集及び周知について

参加者の募集及び教室の周知については実施者が行うものとし、募集及び周知にあたりチラシまたはその他の媒体を使用する際は、組合からの受託事業である旨を明記するものとする。

(4)その他

教室参加費は無料とする。ただし、食材料費または個人的教材等については参加者の実費負担とし必要に応じ徴収すること。

5 . 委託料

委託料には、人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る経費を全て含む。

6 . 留意事項

(1)教室の実施に必要な記録表（参加者名簿、実施計画及びその他資料）を整備するものとする。

(2)教室に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(3)教室の実施は対象者の意向等に十分配慮し、一方的な指導とならないようにする。

(4)事故防止のために十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備することとする。なお、実施者は参加者に対し傷害保険等を掛けることとする。

(5)教室を実施するにあたっては利用者の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。